

目 次

第 1 部 第二次室戸市環境基本計画

第 1 章 第二次室戸市環境基本計画について	
1-1 環境基本計画とは	1
1 国の環境基本計画について	1
2 第二次室戸市環境基本計画策定の背景	3
1-2 第二次計画の基本的事項	4
1 計画の位置付け	4
2 計画の基本理念	5
3 計画の期間	5
4 計画の主体と役割	6
5 計画で対象とする環境の範囲	7
第 2 章 室戸市の環境の現状と課題	
2-1 室戸市の地域概要	8
1 室戸市の概要	8
2 人口及び世帯数	9
3 産業	10
4 土地利用	14
5 交通	15
6 水道	16
2-2 自然環境	17
1 地形	17
2 地質	17
3 河川と海域	18
4 気象	20
5 植物及び動物	21
6 自然景観資源及び自然公園	26
2-3 生活環境及び資源の循環利用	28
1 大気質	28
2 水質	28
3 ごみの減量とリサイクル	32
2-4 都市環境	34
1 都市公園	34
2 観光	34
3 文化財	37
2-5 環境アンケート調査	39

1	アンケート調査の概要	39
2	アンケート調査の結果概要	41
2-6	環境の課題	60
1	自然環境	60
2	生活環境	61
3	資源の循環利用	61
4	都市環境	62
5	地球環境	62
6	環境学習・教育及び環境保全活動	63
7	その他の課題	64
8	現行計画の主な施策事業への取り組み状況	64
第3章	望ましい環境像と基本目標	
3-1	望ましい環境像	70
1	「望ましい環境像」とは	70
2	現行計画における「望ましい環境像」	70
3	総合振興計画における「室戸市の将来像」	71
4	第二次計画における「望ましい環境像」	71
3-2	基本目標及び施策重点目標	72
3-3	計画の体系	74
第4章	第二次計画で掲げる環境施策	
4-1	【基本目標1】(生活環境・自然環境の保全)	75
1	施策重点目標1(水環境保全)	75
2	施策重点目標2(海・海岸の保全)	77
3	施策重点目標3(森林や農地の保全)	79
4	施策重点目標4(自然とのふれあい及び生物多様性の保全)	81
5	施策重点目標5(食の安全)	83
4-2	【基本目標2】(資源の循環利用と地球温暖化の防止)	84
1	施策重点目標6(ごみ減量・適正処理)	84
2	施策重点目標7(省エネルギー推進・再生可能エネルギー導入)	86
4-3	【基本目標3】(都市環境の保全)	89
1	施策重点目標8(うるおい環境創出)	89
2	施策重点目標9(安全な生活環境の確保)	90
3	施策重点目標10(歴史文化保全)	91
4-4	【基本目標4】(参加と協働)	92
1	施策重点目標11(環境教育・学習)	92
2	施策重点目標12(協働)	93

第5章 計画の推進と進行管理

5-1 推進体制	94
1 庁内体制	94
2 市民・事業者・市のパートナーシップ（協働）体制	94
5-2 計画の進行管理	95

第2部 室戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画策定の背景	97
1) 地球温暖化対策をめぐる国内外の状況	97
2) 室戸市における計画策定の意義及び目的	98
2 実行計画の基本的事項	98
1) 実行計画の対象	98
2) 実行計画の期間	98
3 温室効果ガス排出状況	99
1) 排出量算定の前提条件	99
2) 温室効果ガス排出状況	101
4 温室効果ガス削減目標	102
1) 温室効果ガス排出量の将来推計	102
2) 目標設定の考え方	104
3) 温室効果ガス削減ポテンシャル	105
4) 温室効果ガス削減目標	105
5 室戸市の地球温暖化対策	106
1) 施策体系	106
2) 各主体の役割	107
3) 取り組み主体ごとの施策	108
6 実行計画の進行管理	116
1) 推進体制	116
2) 実行計画の進行管理	116

資料編（環境基本計画・地球温暖化対策実行計画共通）

1 室戸市環境基本条例	117
2 環境基準	123
3 環境用語の説明	127

第 1 部 第二次室戸市環境基本計画

第 1 章 第二次室戸市環境基本計画について

1-1 環境基本計画とは

1 国の環境基本計画について

国の「環境基本計画」は、「環境基本法」第 15 条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

環境基本法（抜粋）

第 15 条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するために 5 年程度をめぐり見直しが行われていて、平成 6 年 12 月に第一次計画が、平成 12 年 12 月に第二次計画が、平成 18 年 4 月に第三次計画が閣議決定されています。現在の計画は、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画です。

第四次環境基本計画では、環境行政の目標である「持続可能な社会」（将来の世代のニーズを、現在の世代と同様に満たせるような社会）を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している社会としています。

また、第四次環境基本計画では、優先的に取り組む重点分野が 9 分野ほど位置付けられて、これらと並んで震災復興・放射性物質による環境汚染対策が謳われています。これら 9 分野（表 1-1-1）の中には国レベルでの対応が必要なものもありますが、室戸市としての取り組みを実施していく必要があるものが多く含まれています。

- | | |
|---------|---|
| ◇低炭素社会 | 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会 |
| ◇循環型社会 | 日常生活や事業活動といった社会経済活動のあらゆる場面において、資源やエネルギーの有効・効率的利用を進めるとともに、再生可能な資源が循環利用されたり、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分がされるなど、天然資源の消費を抑制し、環境負荷（次ページ）が低減される社会 |
| ◇自然共生社会 | 生物多様性（次ページ）が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会 |

表 1-1-1 優先的に取り組む重点分野

<p>1. 経済・社会のグリーン化の推進とグリーン・イノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。 【グリーン化】環境に配慮することをいう。 ■ 技術革新、新たな価値の創出等を含むグリーン・イノベーションを推進する。 【グリーン・イノベーション】環境・エネルギー分野における社会変革
<p>2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国の経験や技術の提供により、途上国の環境負荷を低減するための支援を積極的に行う。 【環境負荷】人の活動により、環境に加えられる影響 ■ 国益と地球益双方の確保のため、国際社会の枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。
<p>3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継ぐ。 ■ 地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。 ■ 環境施策形成に資する環境情報の充実に取り組む。
<p>4. 地球温暖化に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。 ■ 2020年までの期間については、国により策定される温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。
<p>5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「生物多様性国家戦略 2012-2020」であげられた「生物多様性の4つの危機」（開発など人間活動、自然に対する働きかけの縮小、外来種など人間が持ち込んだもの、地球環境の変化等による危機）に対処すべく、効果的な取り組みを行っていく。 ■ 農林水産業の復興により、失われた生物生態系の回復・維持を図り、自然の質を向上させる。 ■ 生態系や生息・生育地のつながり、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取り組みを進める。 【生物多様性】多種多様な生物がいて、それらがつながりを持っていることをいう。生命の多様さのおかげで、人間は、食べ物、衣服、住居、薬などを得ながら暮らしていくことができる。
<p>6. 物質循環の確保と循環型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 有用な資源の回収・有効活用による資源確保の強化、環境産業の確立等を目指す。 ■ 地域の経済・文化等の特性や人と人とのつながりに着目した地域循環圏を形成する。 ■ 災害に強い廃棄物処理体制構築や有害物質の適正処理など、安全・安心の取り組みを強化する。
<p>7. 水環境保全に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 流域全体を視野に入れ、良好な水環境の保全に取り組む。 ■ 国際的な水問題の解決に貢献する。 ■ 災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取戻す。
<p>8. 大気環境保全に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光化学オキシダント、PM2.5、アスベスト等に対する取り組みを強化する。 ■ 騒音、振動等の生活環境問題に対する取り組みを推進する。 ■ 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。
<p>9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。 【リスク】人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性 ■ 化学物質の管理・使用・排出・汚染に係る情報を、行政、事業者、国民等が共有しつつ、相互に意思疎通を図る。

2 第二次室戸市環境基本計画策定の背景

今日の環境問題は、生活排水による水質汚濁、ごみ問題、地球温暖化など広い範囲にわたっていますが、かつての産業公害と異なり、いずれの問題も市民一人ひとりの小さな影響が積み重なって環境に影響を及ぼすようになったという特徴があります。これらの環境問題に対処するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で責任を果たし、お互いに連携して取り組んでいく必要があります。

そこで室戸市では、すべての人々の参加と協働により、多様な自然、生物と人が共に生きる快適な環境を守り、育て、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存の基盤である環境が将来に渡って良好な状態で維持されるようにするため、平成8年3月に「室戸市環境基本条例」を制定し、平成19年3月には、同条例第8条の規定に基づいて「室戸市環境基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定しました。

しかし、現行計画策定後、地球温暖化の顕在化や東日本大震災により安全・安心な暮らしへの関心が高まるなど、社会情勢が変化していることを踏まえて、このほど現行計画を見直し、「第二次室戸市環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）及び「室戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（第2部参照）を策定しました。

室戸市環境基本条例（抜粋）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

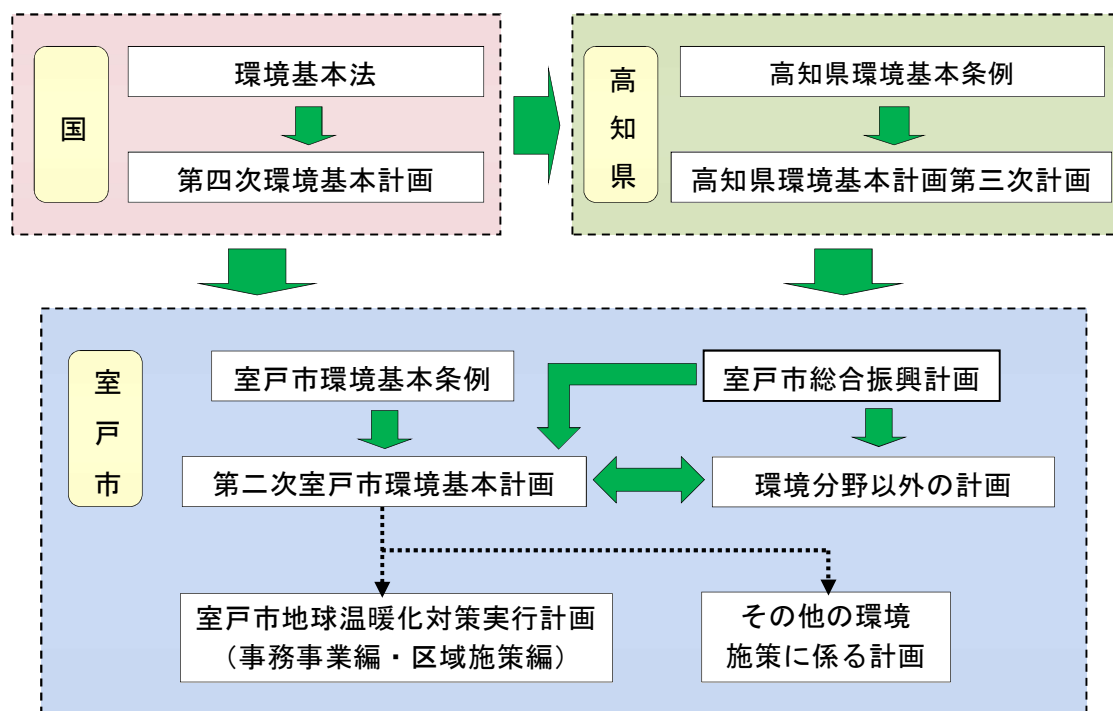
1-2 第二次計画の基本的事項

1 計画の位置付け

第二次計画は、現行計画と同様、「環境基本法」、「室戸市環境基本条例」、国の「第四次環境基本計画」及び「高知県環境基本計画第三次計画」など、関係する法令、条例、上位計画に準拠した計画です。

また、室戸市にあっては、市の環境政策の方向性を示すとともに、上位計画である「室戸市総合振興計画」（以下「総合振興計画」と略す。）を環境面から推進する、環境分野の最上位の計画に位置付けられます。計画で掲げる施策の推進に当たっては、市の環境分野以外の計画と連携し、整合させる必要があります。

第二次計画の下位計画として位置付けられる個別計画としては、地球温暖化対策を積極的に推進するために策定された「室戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」（区域施策編を第2部に掲載）等があります。



〔注〕 1. 矢印は、法令、条例、上位計画又は連携・整合させる計画であることを示す。
2. 点線は、下位計画であることを示す。

図 1-2-1 第二次計画の位置付け

2 計画の基本理念

計画の基本理念とは、計画の背景にある普遍的な考え方です。現行計画では、室戸市環境基本条例（第3条）に基づく次の3項目を理念としており、第二次計画でもこれを引き継ぐこととします。

計画の基本理念（室戸市環境基本条例第3条）

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来にわたり市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を図ることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3 計画の期間

現行計画は平成19年3月に策定され、計画期間は平成19年度から平成27年度までの9年間となっています。

第二次計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、上位計画である室戸市総合振興計画の計画期間が平成32年度までであることから、総合振興計画の改定に合わせて、必要と考えられる場合は見直しを行います。

なお、室戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間は第2部で掲載しますが、温室効果ガス削減に関する「日本の約束草案」（第2部で掲載）を踏まえて、平成28年度（2016年度）から平成42年度（2030年度）までとします。



図 1-2-2 第二次計画の期間

4 計画の主体と役割

計画の推進に当たっては、あらゆる施策、事業、取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていく必要があります。その過程においては、計画の推進主体は策定主体である行政に限定されることなく、市民や市外から訪れる人々、及び事業者の取り組みが不可欠です。

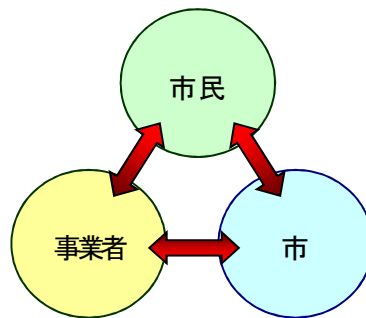


図 1-2-3 計画の 3 主体

1 市民の役割

市民は、生活と環境との深い関わりを認識し、家庭での環境負荷の低減や省資源・省エネルギーの実践、ごみの減量化など身近なところから取り組むことが必要です。

また、「自らのまちの環境は、自らがつくる」という自立した意識のもとに、主体的に事業者や市と協働して市の抱える環境問題に対処していくとともに、市の環境施策に参加・協力することが求められます。

子どもから大人までのすべての世代が環境学習に主体的に関わり、積極的な環境保全活動へと展開することが大切です。

2 事業者の役割

事業者は、社会的な影響及び環境に与える負荷の大きさを認識し、責任ある行動に努めなくてはなりません。これまで以上に公害の防止に努めるとともに、新しい公害の発生防止に努めることが重要です。

また、製品の設計・生産・流通・消費・廃棄に至るすべての事業段階にわたって、環境への影響を考慮し、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供する必要があります。

さらに、事業者も地域社会を構成する一員として、積極的に地域の環境保全活動に協力することが求められています。

3 市の役割

市は、地域の環境保全に関する具体的かつ、総合的な施策を策定し、実施します。

施策の策定及び実施に当たっては、市民・事業者との合意のもとに行うとともに、県及び周辺市町村と協力して広域な取り組みを推進しなくてはなりません。市民・事業者の環境に対する意識や行動の高揚に努め、主体的な取り組みや主体間の連携・協働を支援・促進することが重要です。

(市の役割：続き)

また、環境の現状や各主体の環境保全への取り組みなど、環境に関するさまざまな情報を広くわかりやすく受発信することも必要です。

5 計画で対象とする環境の範囲

第二次計画では、現行計画と同様、「生活環境」、「自然環境」、「都市環境」、「資源の循環」、「地球環境」及び「環境学習・教育及び環境保全活動」について、表 1-2-1 の環境要素を対象としました。また、近年の社会情勢の変化及び第 2 章に掲載したアンケート調査を踏まえて、表 1-2-2 の各項目に留意し、施策を検討しました。

表 1-2-1 第二次計画で対象とする環境の範囲（現行計画を踏襲）

区分	環境要素
生活環境	大気質、水質、音・振動、においなど
自然環境	気象、地形・地質、動物、植物、森林、河川、海など
都市環境	公園・緑地、歴史・文化資源、景観など
資源の循環	廃棄物、水資源、エネルギーなど
地球環境	地球温暖化、オゾン層、酸性雨など
環境学習・教育 及び環境保全活動	環境教育・学習、市民・事業者・市の協働など

表 1-2-2 第二次計画で留意する項目

区分	留意する項目
生活環境	・水質の保全、食の安全
自然環境	・海、川、森林の保全、農地の保全 ・野生鳥獣による被害、外来生物対策 ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえた自然環境保全
都市環境	・空き家問題、環境美化の推進 ・大規模災害時の安全な暮らしの確保
資源の循環	・ごみの 4 R（発生回避、発生抑制、再使用、再生利用） ・災害時の非常用電源としての分散型エネルギーの整備
地球環境	・地球温暖化の顕在化への対応
環境保全活動	・環境保全活動の担い手の確保、環境情報の提供

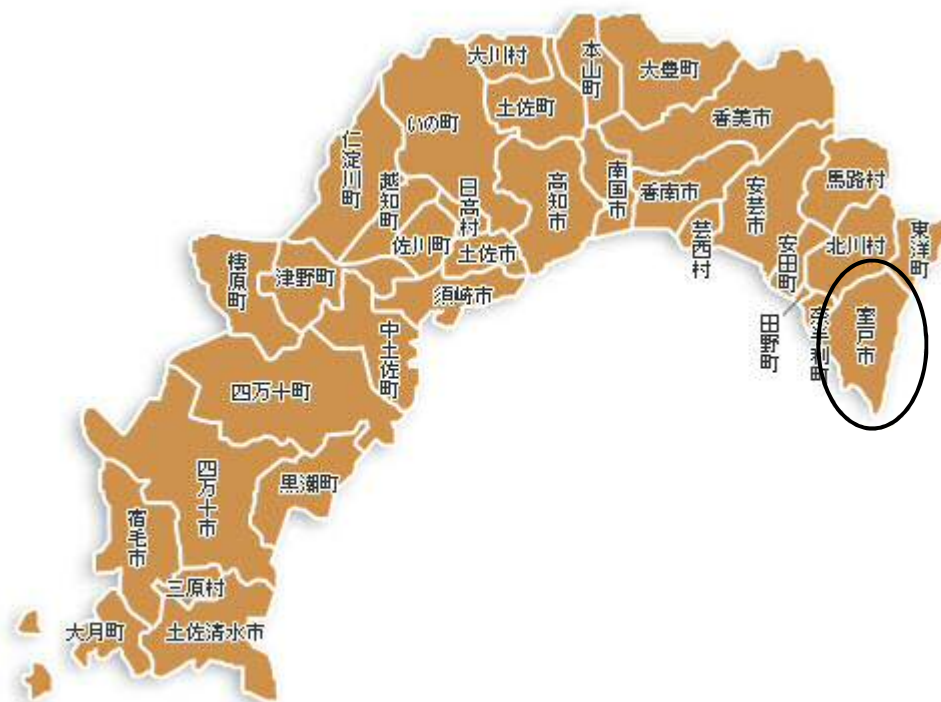
第2章 室戸市の環境の現状と課題

2-1 室戸市の地域概要

1 室戸市の概要

室戸市は、県都高知市の東方 78km に位置し、太平洋にV字形に突出した日本八景の室戸岬を中心に東西 53.3km の海岸線を有しています。地形は面積の約 8 割以上を山林が占め、南北に山脈が縦走し、海岸近くでは特異な海岸段丘を形成しています。気候は年間を通じて温暖であり、亜熱帯性気候の性格を帯びています。年平均気温は 16℃ 台、年間降水量は 2,000 mm 以上と高温多湿な特徴をみせ、ビワをはじめ作物の栽培には絶好です。

歴史面をみると、大化の改新の後、室津郷が置かれて以来の古い歴史を持ち、弘法大師により最御崎寺、津照寺、金剛頂寺が開かれ、東土佐文化の中心として栄えてきました。また、藩政時代には網捕鯨の振興、津呂、室津港の開削が行われ、水産都市・室戸発展の礎が築かれました。明治 22 年 4 月の市町村制実施により、佐喜浜、津呂（昭和 4 年に室戸岬町に変更）、室戸、吉良川、羽根の 5 村が生まれ、昭和 18 年までに羽根村を除く 4 村に町制がひかれ、昭和 33 年 9 月 25 日に新市町村建設促進法に基づく 5 か町村合併が各町村議会で議決され、昭和 34 年 3 月 1 日に 5 か町村が合併し「室戸市」として発足しました。

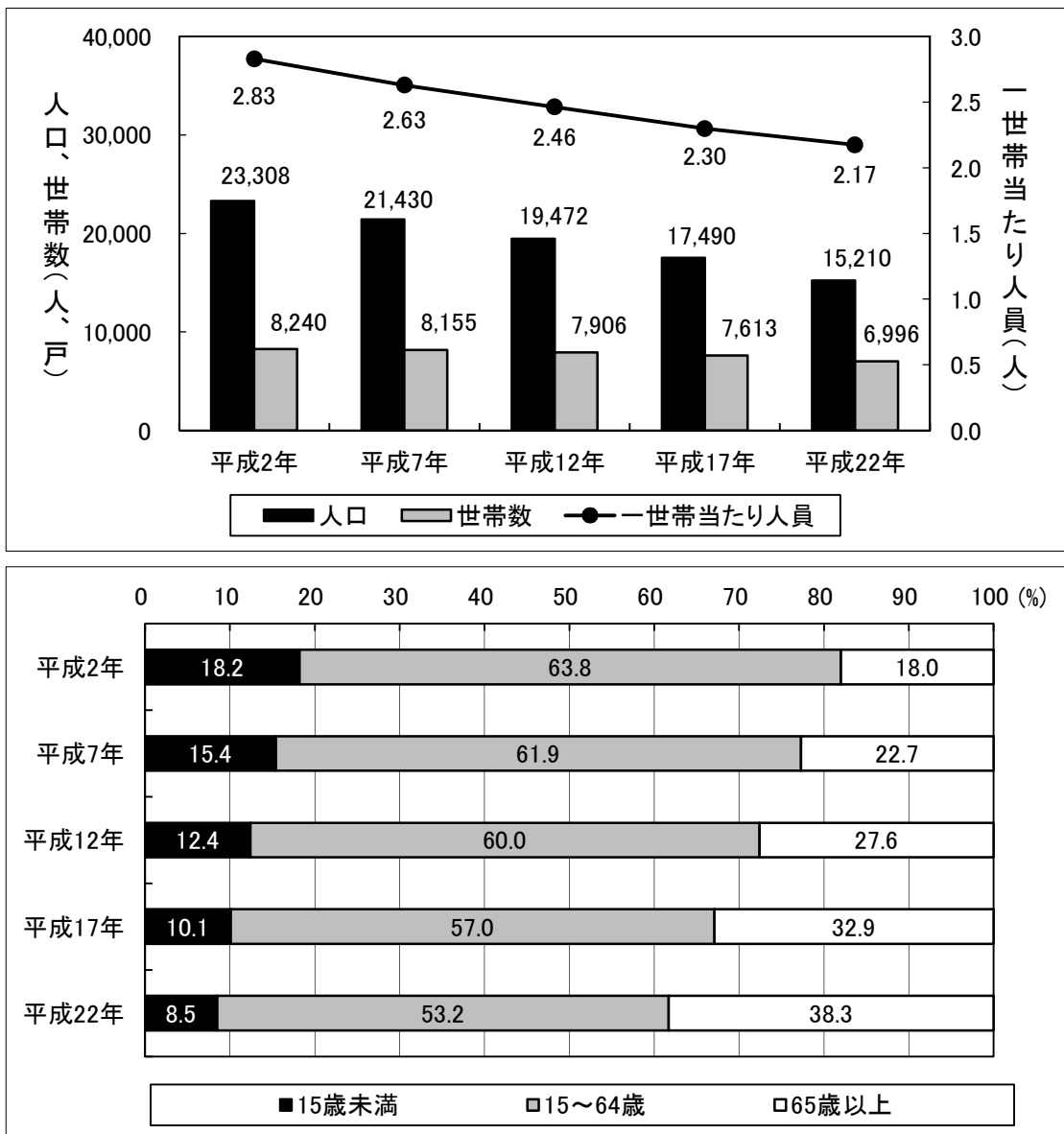


出典：地方公共団体情報システム機構ホームページ
図 2-1-1 室戸市の位置

2 人口及び世帯数

室戸市の人口は図 2-1-2 にみられるように減少傾向にあり、平成 22 年 10 月 1 日現在の総人口（国勢調査）は 15,210 人で、20 年前の平成 2 年と比較して 34.7%減少（年当たり 2.1%減少）しています。また、世帯数及び一世帯当たりの人数も減少傾向にあります。

年齢階級別にみると、15 歳未満の年少人口及び 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口の比率はともに減少傾向にあります。特に 15 歳未満の比率の減少と、65 歳以上の比率の増加が顕著であり、少子高齢化の進行が明らかです。



各年 10 月 1 日現在 出典：国勢調査

図 2-1-2 人口・世帯数及び年齢階級別構成比率の推移

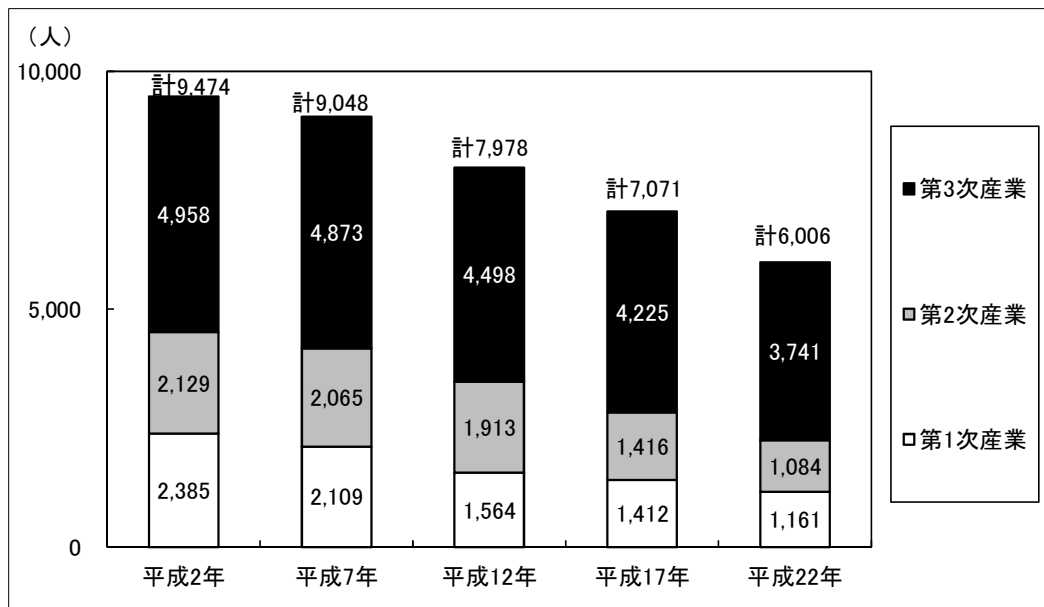
3 産業

(1) 産業別就業人口

室戸市の就業人口（15歳以上就業者数）は、図2-1-3にみられるように減少傾向にあり、平成22年10月1日現在の就業人口（国勢調査）は6,006人で、20年前の平成2年と比較して36.6%減少（年当たり2.3%減少）しています。

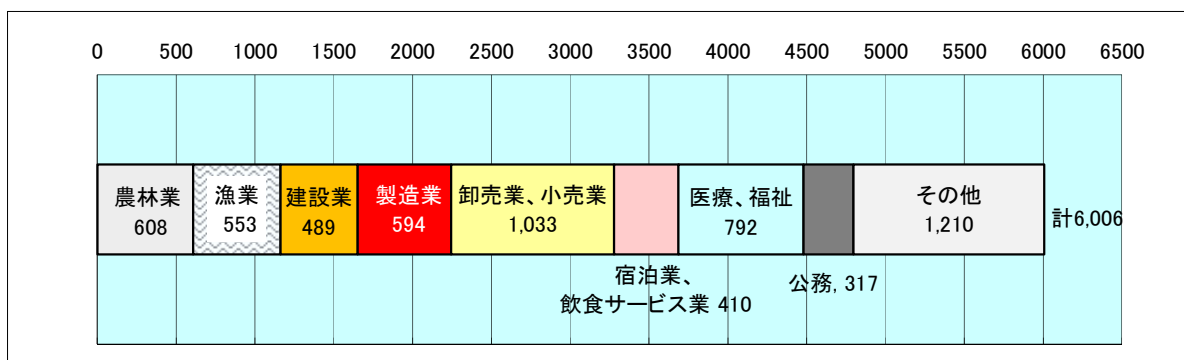
産業別人口をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少傾向で推移していますが、この20年間における第1次産業の減少率が51.3%、第2次産業が49.1%といずれも半減しているのに対し、第3次産業の減少率は24.5%となっています。

また、平成22年における主な産業分類別人口は、図2-1-4のとおりで、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、農林業、製造業、漁業、建設業等が多くなっています。



〔注〕「分類不能産業」があるため、第1次～第3次産業の計と総計が一致していない。
各年10月1日現在 資料：国勢調査

図2-1-3 産業別就業人口（15歳以上）の推移



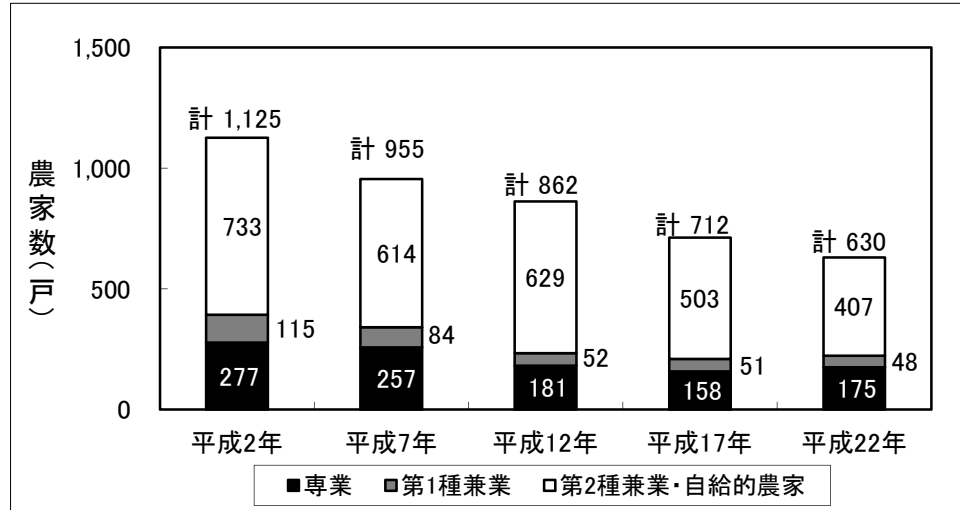
出典：国勢調査

図2-1-4 平成22年における産業分類別就業人口（人）

(2) 農業

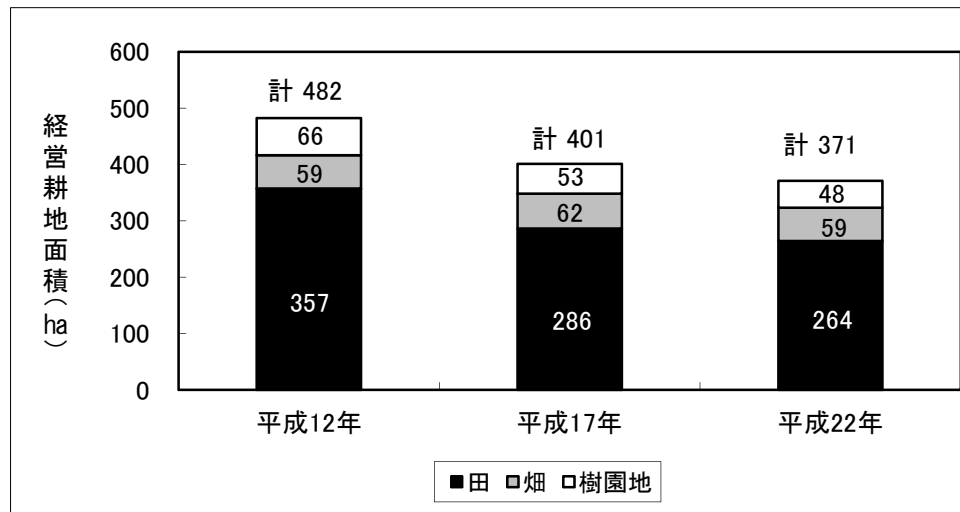
室戸市における平成 22 年の農家戸数は 630 戸であり、平成 2 年から平成 22 年の 20 年で 56%に減少しています。

販売農家（経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家）の経営耕地面積についても、田・畑・樹園地ともに減少傾向にあります。



各年 2 月 1 日現在 出典：農林業センサス

図 2-1-5 農家数の推移



各年 2 月 1 日現在 出典：農林業センサス

図 2-1-6 経営耕地面積の推移（販売農家）



ナス栽培

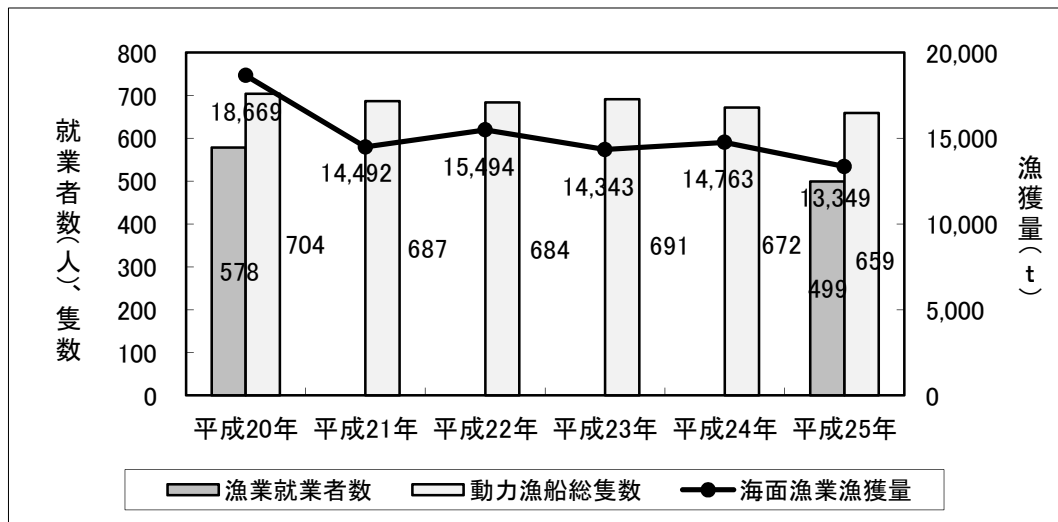


西山台地での農業

(3) 漁業

室戸市の漁業の状況は、図 2-1-7 のとおりです。

平成 20 年から平成 25 年にかけて、漁業就業者数は 13.7%、動力漁船総隻数は 6.4%、海面漁業漁獲量（海面漁業経営体の所在する市区町村に計上：属人統計）は 28.5%ほど減少しており、海面漁業漁獲量の減少幅が大きくなっています。



漁業就業者数—各年 11 月 1 日現在 出典：漁業センサス
 動力漁船総隻数—各年 12 月 31 日現在 出典：高知県統計書
 海面漁業漁獲量—出典：農林水産省海面漁業生産統計調査

図 2-1-7 漁獲量等の推移



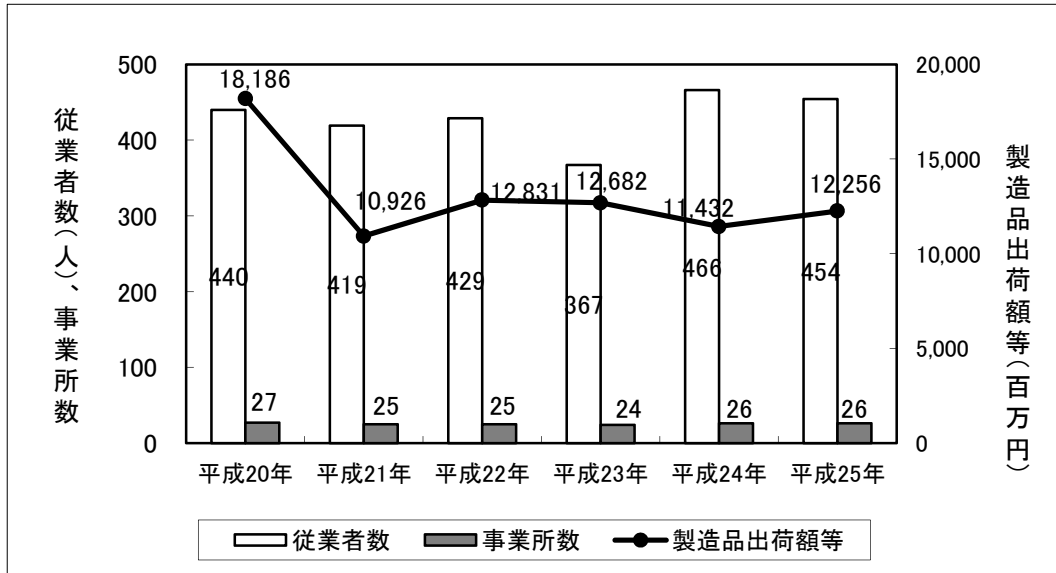
佐喜浜港



三津漁港

(4) 製造業

平成 25 年の工業統計調査によれば、室戸市の製造業の事業所数（従業者 4 人以上）は 26、従業者数は 454 人、製造品出荷額等は 12,256 百万円です。産業中分類別にみると、「飲料・飼料」、「繊維」、「製鋼」、「はん用機械」等の従業者数が多くなっています。

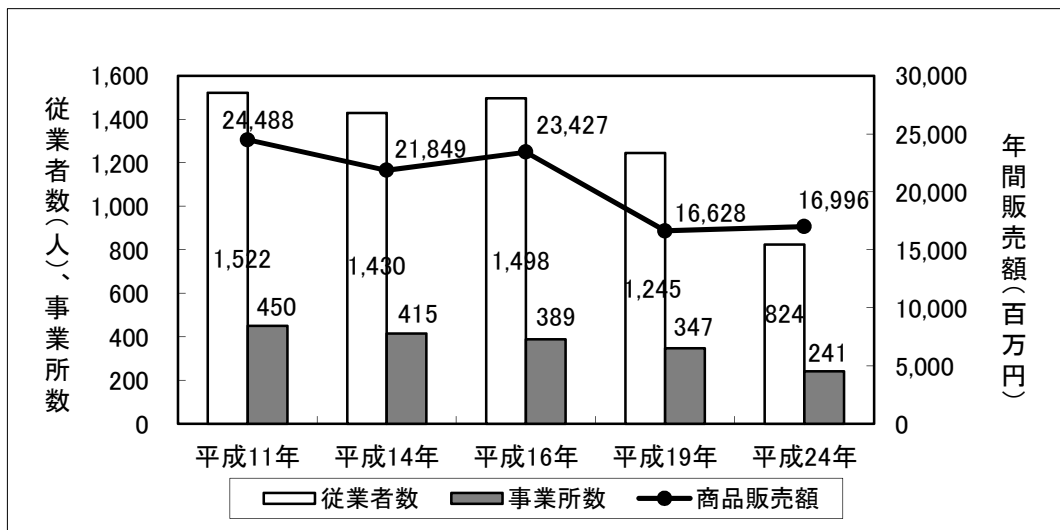


各年 12 月 31 日現在（平成 23 年は 24 年 2 月 1 日現在） 出典：工業統計調査
 [注] 平成 23 年は経済センサスー活動調査の集計値を掲載

図 2-1-8 製造業の推移（従業者 4 人以上の事業所）

(5) 商業

商業統計調査及び経済センサスによれば、平成 24 年 2 月 1 日現在における室戸市の商業（卸売業・小売業）の事業所数は 241、従業者数は 824 人、年間商品販売額は 16,996 百万円となっており、経年的にはいずれも減少傾向にあります。



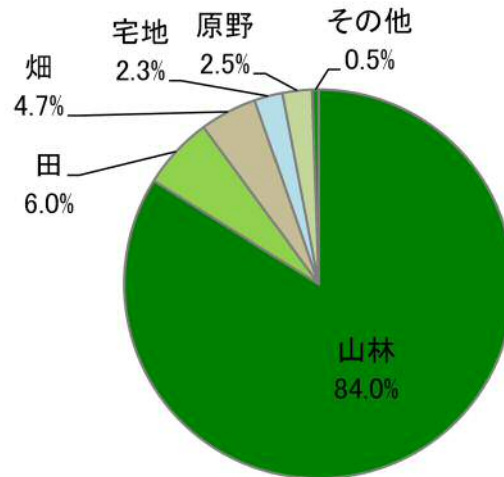
各年 6 月 1 日又は 7 月 1 日現在（平成 24 年は 24 年 2 月 1 日現在） 出典：商業統計調査
 [注] 平成 24 年は経済センサスー活動調査での集計値を掲載

図 2-1-9 商業の推移

4 土地利用

平成 25 年 1 月 1 日における室戸市の土地利用状況（民有地）は図 2-1-10 のとおりです。

民有地の総面積（11,056.6 ha）のうち、山林が 84.0%、田が 6.0%、畑が 4.7%、宅地が 2.3%、原野が 2.5%、その他が 0.5%となっています。



出典：平成 26 年版高知県統計書

図 2-1-10 室戸市の土地利用状況（民有地）（平成 25 年 1 月 1 日現在）

室戸市の田及び畑など総経営耕地面積は、農林水産省「2010 年農林業センサス」によると、平成 22 年 2 月 1 日現在で 383 ha です。また、室戸市の林野面積は 20,325ha（203.25km²）で、林野率は 81.9%となっています。

表 2-1-1 室戸市の経営耕地面積及び林野面積等（平成 22 年 2 月 1 日現在）

経営耕地面積 (ha)				林野面積 (ha)		
総数	田	畑	樹園地	総数	現況森林面積	森林以外の 草生地
383	264	71	48	20,325	20,304	21

出典：2010 年農林業センサス

5 交通

室戸市の交通網をみると、鉄道では、土佐くろしお鉄道のごめん・なはり線が御免駅（南国市）と奈半利駅（奈半利町）を結び、阿佐海岸鉄道の阿佐東線が徳島県の海部駅（徳島県海陽町）と甲浦駅（東洋町）を結んでいますが、室戸市内には鉄道がなく、市民の移動手段は自家用車や路線バスが主体となっています。

主要道路は、海岸沿いの一般国道 55 号と一般県道椎名室戸線が幹線となっており、それぞれの道路交通量（平成 22 年秋季）は、表 2-1-2 のとおりです。一般国道 55 号（特に室戸岬西側の Q10250、Q10260）の交通量が多くなっています。

大型車混入率は室戸岬東側の Q10230 を除き、各区間とも 10%未満となっています。

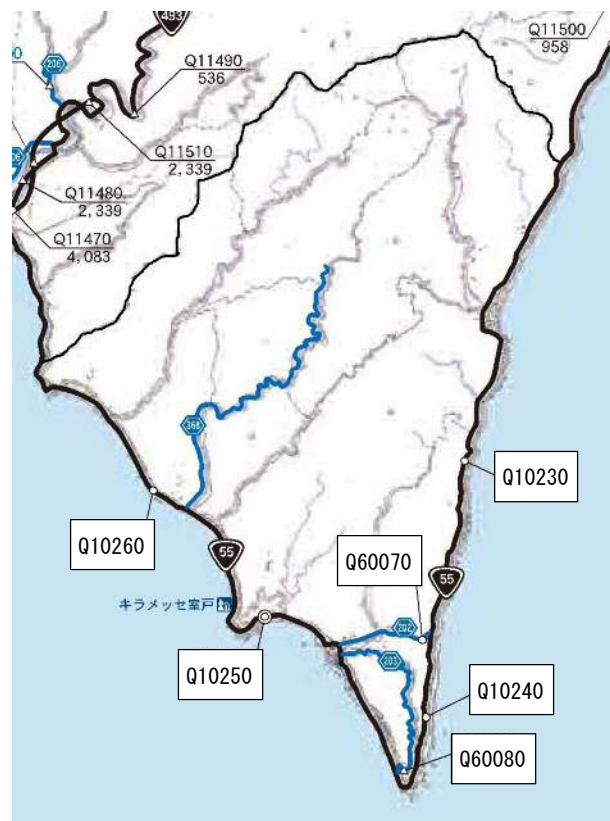


図 2-1-11 平成 22 年度道路交通センサ観測地点

表 2-1-2 自動車交通量（平成 22 年秋季の平日に観測）

路線名	観測地点及び 交通量調査単位区間番号 (図 2-1-11)		交通量及び大型車混入率			
			昼間 12 時 間交通量 (台)	昼間 12 時 間大型車 混入率	24 時間 交通量 (台)	24 時間 大型車 混入率
一般国道 55 号	室戸市室戸岬町	Q10230	2,554	16.0%	3,039	15.3%
	室戸市室戸岬町	Q10240	1,113	9.2%	1,324	9.5%
	室戸市元	Q10250	7,117	6.2%	8,189	6.5%
	室戸市吉良川町	Q10260	6,093	5.2%	7,007	5.6%
一般県道 椎名室戸線	室戸市室戸岬町	Q60070	4,001	9.9%	5,081	9.5%
一般県道 室戸公園線	室戸市室戸岬町	Q60080	346	6.4%	439	6.6%

〔注〕 昼間 12 時間の観測時間は、午前 7 時～午後 7 時である。

出典：平成 22 年度道路交通センサス

6 水道

室戸市の水道は、上水道（計画給水人口 5,001 人以上）が 1 か所、簡易水道（同 101 人～5,000 人）が 10 か所あり、給水人口の点から水道法という水道事業には該当しないものの、飲料水供給施設が 3 か所あります。水道事業（上水道及び簡易水道）による現在給水人口は 14,660 人で、普及率は 94.3%となっています。また、飲料水供給施設 3 か所の現在給水人口は 112 人です。

原水は、上水道及び飲料水供給施設が浅井戸で、簡易水道もそのほとんどが浅井戸となっています。有収率（総給水量のうち料金徴収の対象となる水量の比率）は、上水道、簡易水道ともに 80%程度であり、高知県の平均値（87.6%）を下回っていて、漏水等で失われる水量を減少させることが重要になっています。

表 2-1-3 室戸市の水道の状況（平成 24 年度）

項目	上水道 (1 か所)	簡易水道 (10 か所)
現在給水人口	10,398 人	4,262 人
原水の種別	浅井戸	・浅井戸（年間給水量の 98%） ・表流水（同 2%）
実績年間給水量	1,691 千 m ³ /年	550,724 m ³ /年
実績一日平均給水量	4,633 m ³ /日	1,509 m ³ /日
有収率	79.6%	81.5%

〔注〕人口は、平成 25 年 3 月 31 日現在のものである。

出典：平成 24 年度高知県の水道（高知県）